



こんな不平等が許されるのか 市民負担の手数料は引上げ、関電やNTTの道路占用料は引き下げ

2014年12月議会が11月28日から開催され、12月16日まで開催されます。執行部提案の議案は全部で42件です。その議案の中で全く逆の趣旨の議案が提出されています。それは、住民票や印鑑証明の手数料、放置自転車の手数料、診療所の診断書等の手数料、水道関係の証明手数料などが、受益者負担の適正化の名目で、大幅引き上げの条例が提出されています。その一方で米原市の道路占用料徴収条例が国道の占用料が改正されたことを理由として大幅引き下げの条例が提出されています。道路をもっとも占用しているのは、関電とNTTなどです。そしてこれらの会社は独占企業として大儲けをし、政治献金もしています。一方で市民には負担を押し付け、独占企業には負担の軽減をはかることは、許されません。米原市としてこれらの企業の受益者負担はどのように計算され、このような条例となったのでしょうか。

ビックリ、こんな条例を提出

○手数料条例案の例

- 住民票の写し 200円→300円
 - 印鑑登録証明書 200円→300円
 - 納税証明書 200円→300円
 - 固定資産評価証明書 200円→300円
 - 放置自転車等保管料 1000円→1500円
 - 診療所等の診断書 1500円→2160円
 - 出生証明書 2000円→3240円
- ※ その他診療所の手数料では、消費税分が上乗せされたり、新設された手数料がたかさんあります。

○道路占用料条例案の例

- ※ 各1通あたりの額・2015年4月施行
- 第1種電柱 560円→360円
- 第2種電柱 860円→550円
- 第3種電柱 1200円→740円
- 第1種電話柱 500円→320円
- 第2種電話柱 800円→510円
- 第3種電話柱 1100円→700円

※ 道路占用料とは、道路を目的以外で使用した場合徴収できるお金です。今回、すべての占用料が引き下げになっています。

※ 一本当たり年間額・2015年4月施行
道路占用料は国道においては政令で、県道や市道はそれぞれの条例で定めることになっています。今回の基準額は、あくまでも国の基準で、地方自治体がそれを根拠に従う必要はありません。また国では固定資産評価額を基準に改定したとしていますが、3年ごとの改定で、これだけ固定資産評価額が下がっていることは信じられません。日本共産党市議団としては、これらの占用料条例で、企業負担がどれだけ軽減されるか、米原市としての収入がどれだけ減少するのかが、手数料の引き上げで市民の負担がどれだけ重くなるのかを明らかにし、一方的に市民の負担を求める条例には反対します。

雑感

手数料引上げ問題。受益者負担の適正化の名目で市民の手数料を大幅引き上げ、国基準という理由で独占企業が使用する道路占用料を引き下げる。これこそ「アベノミクス米原版」の典型のような施策です。総選挙も近いです。必ず投票に行き、我々の意志を示したいものです。

12月議会の日程と日本共産党米原市議団の一般質問

- 本議会・開会日(11月28日・10時か5)
 - 一般質問(12月3・4日、9時30分か5)
 - ・太田議員(12月3日・9時30分)
 - ①誘致企業等に米原市民の正規雇用の促進を
 - ②米原診療所の利便性向上を
 - ・藤田議員(12月3日・15時頃)
 - ①高校生や学生の奨学金問題を問う
 - ②米原市国保の医療費分析について
 - ・清水議員(12月4日・11時頃)
 - ①近江地域の保育所行政について問う
 - 総務教育常任委員会(12月8日・9時30分から)
 - 健康福祉常任委員会(12月9日・9時30分から)
 - 産業建設常任委員会(12月10日・9時30分から)
 - 本会議最終日(12月16日・10時45分から)
- 是非、議会への傍聴、本会議の伊吹山テレビでの視聴をお願いします。時間は予定です。変更もありますので「了解ください」。